

国民年金システム標準化研究会  
(第一回) 議事概要

日時：令和4年8月23日(火) 13:00~15:10

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング 17階 (東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治	株式会社ECO経営企画室 代表取締役
立石 亨	公益社団法人国民健康保険中央会 調査役
林 友美	神戸市福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
門馬 広剛	江戸川区生活振興部地域振興課国民年金係 係長(藺草 光一 江戸川区生活振興部地域振興課長の代理出席)
楠原 昌能	高松市市民政策局市民課 課長
芹山 奈緒樹	高岡市福祉保健部保険年金課 課長
根本 宣明	下野市市民生活部市民課 課長
日名子 大輔	株式会社RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長
深谷 瞬	株式会社TKC 住基・税務情報システム開発センター住民情報システム技術部 チーフ
川江 祐介	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部住民情報グループ 主任
西澤 那智	株式会社電算 開発本部ソリューション1部 主幹
大村 周久	富士通 Japan 株式会社 行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション 事業部第一ソリューション部 部長
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共パッケージ事業部第二開発本部第一開発部 主任 技師

(オブザーバー)

上野 耕司	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
山本 康	厚生労働省デジタル統括アドバイザー
伊藤 豪一	デジタル庁プロジェクトマネージャー
前田 みゆき	デジタル庁プロジェクトマネージャー
橋本 泰明	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐
小此木 洗樹	デジタル庁統括官付参事官付
堂前 昭彦	日本年金機構事業企画部事業企画グループ長
和田 大	日本年金機構国民年金部国民年金適用グループ長
高柳 淳一	日本年金機構システム企画部システム開発調整グループ長
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
樋口 俊宏	厚生労働省年金局事業管理課 課長
鎌倉 静香	厚生労働省年金局事業管理課 課長補佐

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
  - (1) 研究会等の開催及び運営について
  - (2) ワーキングチーム及びベンダー分科会実施報告
  - (3) 標準仕様書(1.0版)案の確認及び決定
  - (4) 今後の進め方について

(5) その他

### 3. 閉会

#### 【意見交換(概要)】

(1) 研究会等の開催及び運営について

- 令和4年度の研究会では、標準仕様書(1.0版)の策定及び改定に向けた検討を予定している。より良い標準仕様書を作成していくために、令和3年度に引き続き、構成員の方々には実態に即したご意見を賜りたい。(オブザーバー)
- デジタル化に向けて市区町村にて必要な標準仕様書策定を行うために構成員の方々よりご協力を賜りたい。(構成員)
- 本取り組みは、「経済財政運営と改革の基本方針2020」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日)」等の国主導の方針・計画を背景に、これまで各自治体が独自に発展させてきた業務支援システムに対して、標準化・共有化や業務プロセスの見直しを行い、最終的には住民サービスの向上・地方自治体の業務効率改善を目指すものであると理解している。(事務局)
- 令和4年度の検討体制と会議体構成についてご説明する。検討体制について、構成員としてご関与いただく有識者、自治体及びベンダーは令和3年度から変更はない。座長については、本日の研究会冒頭で確認したとおり、株式会社E C O経営企画室の中川様に就任いただくこととし、検討体制は確定とする。会議体構成についても令和3年度と同様、研究会を親会と位置づけ、その配下にワーキングチームとベンダー分科会を構成する。(事務局)
- 研究会等運営全体のスケジュールについてご説明する。8月末の標準仕様書(1.0版)の確定に向けて、先般、ワーキングチーム及びベンダー分科会を開催し、その議論を踏まえて本研究会を開催している。令和4年度3月末の標準仕様書(改版)の確定に向けて、9月以降、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を2回ずつ開催する予定であり、標準仕様書の更なる精度向上を目指し議論を進める想定である。(事務局)
- 令和3年度における検討経緯をご説明する。令和3年度は、研究会、ワーキングチーム及びベンダー分科会を複数回実施するとともに、特定の自治体やベンダーに対して意見照会を実施し、標準仕様書(案)を作成した。その際、令和4年度以降の申し送り事項として、①年金機構における個人番号連携による所得情報取得運用への対応、②業務の横断的整理と機能要件への反映、③年金機構側のシステムとの連携、④オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義の4点を挙げているが、これらは中長期的に検討すべき課題として捉え、検討に係るリードタイムを考慮した上で、9月以降に取り組む範囲または令和5年度以降に取り組む範囲に分類し、可能なものから順次検討を進める想定である。(事務局)
- 「資料1 研究会等の開催及び運営について」において、令和4年度以降の申し送り事項④オプション対象帳票に対する帳票詳細要件の定義の対象に外部帳票を含むと記載があるが、「参考5 国民年金標準化\_標準仕様書案 別紙3 帳票詳細要件」において法令上必須の帳票ではあるが自治体独自の様式が認められているため帳票詳細要件の定義対象外とされている「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」「所得調査票」についても帳票詳細要件を定義すると理解して良いか。(構成員)
- 9月以降の検討対象として扱う想定である。(事務局)

- 同様に「参考4 国民年金標準化\_標準仕様書案 別紙2 機能・帳票要件一覧」など各種参考資料においてオプションとして帳票が定義されているが様式が定められてない帳票についても、9月以降、帳票詳細要件や帳票レイアウトを定義するために検討を進めるという理解で良いか。(構成員)
- ご認識の通り。検討対象とする帳票については構成員の皆様とご相談させて頂き、9月以降に検討する。(事務局)

### (2) ワーキングチーム及びベンダー分科会実施報告について

- 本研究会にて標準仕様書(1.0版)を合意及び決定するにあたり、事前に協議・検討の場として、7月19日にワーキングチーム、7月26日にベンダー分科会を開催し、今年度の運営方針及び全国意見照会の結果についてご説明、ご報告するとともに、収集したご意見に基づく論点に沿って、機能要件及び帳票要件について討議した。なお、ベンダー分科会にて構成員たる事業者より、機能・帳票要件一覧及び帳票詳細要件について、意見照会に基づき要件種別を変更した管理項目を中心に変更内容を精査したいというご要望があったため、ベンダー分科会後にベンダーによる精査期間を設け、ご意見を頂いた。頂いたご意見は意見照会時と同様に取り扱い、討議事項、指摘、質問に分類した上で、討議事項に分類した意見については本研究会の議論結果を踏まえて対応方針を決定することとしている。(事務局)

### (3) 標準仕様書(1.0版)案の確認及び決定

- [機能要件における論点①：業務効率化に寄与する機能の取り扱い]全国意見照会において、「必須」「オプション」の要件種別見直しの考え方にに基づき「必須」へ要件種別を変更した業務効率化に寄与する機能について、事業者より「必須」から「オプション」へと要件種別を再度変更してほしいとの要望をいただいている。意見照会において要件種別の変更に関する要望が少なかったことから業務上必須要件ではないと考えられるが、「大多数の自治体で該当する」業務効率化に資する要件として、一律「必須」のままとする対応で良いかについて、ご意見をいただきたい。(事務局)
- 特定の機能を利用したいものの、当該機能が「オプション」として定義されている場合、標準仕様準拠パッケージによっては当該機能が利用不可となり、職員の事務効率低下に繋がる可能性があることを懸念している。従って、自治体の多くは、できるだけ要件種別を「必須」として頂きたいと考えていると想定しており、当自治体においても「必須」として頂きたいと考える。(構成員)
- 前述の自治体と同様であり、事務局案の通りで良い。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 基本的に「必須」で良いと考えるものの、自治体規模によっては「オプション」で良いという場合もあると思われるため、考慮は必要である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 標準化の趣旨を考えた際に、どこかの自治体が利用するかもしれないから要件種別を「必須」とする考え方について疑問がある。その上で、「大多数の自治体で該当する」という記載が資料にあるが、どのような統計に基づき大多数と判断されたのか。(構成員)
- 全国意見照会において、特定要件に対して複数の同様の意見を頂いた場合、自治体において要望が多いものと考え、意見を反映している。なお、複数のご意見を少数と捉えるのか、それとも頂いた意見の中の大多数と捉えるのかにより、「大多数」という認識が変わるものと考え

える。また、全自治体からご意見を受領できれば良いが、回答無の自治体が多いという状況もある。それらを踏まえ、意見数をどのように解釈するかについては、再整理が必要と考える。(事務局)

- 討議対象の機能は「オプション」として定義されているため、事業者からすると、競争力強化のために実装することが可能であるという状態であると考え。また、9月以降も継続検討する期間があるため、性急に要件種別を「必須」にするのではなく、1.0版時点では「オプション」のままとして、9月以降の全国意見照会において「オプション」から「必須」に変更する要件の候補に対して自治体から要件変更の可否について意見を頂戴し、有効回答数の半数もしくは3分の1などの基準をもとに、要件種別を変更するという方法で行うのが良いのではないかと考える。その方法である場合、定量的な統計により仕様の検討の確からしさが担保されると考える。なお、討議対象の要件以外の要件種別変更となった要件についても同様の対応をすべきであると考え。(構成員)
- 討議対象の要件については、システムに具備している自治体が多いため要件種別を「必須」として良いと考える。但し、主なご意見(ご要望)として資料に記載されている『年金生活者支援給付金以外の所得提供事務において、弊社パッケージ機能では「税額変更を行った受給権者を抽出し、課税情報を取得できる」機能はなく、自治体から要望をいただいたこともない』のとおり、一度審査が行われた被保険者について所得の変更が行われた際、改めて課税情報を取得等している自治体は少ないと思われるため、本要件については要件種別を「必須」とすべきか判断が必要であると思われる。(構成員)
- 討議対象の要件を「必須」とすべきかの是非を問いたいのではなく、要件種別の検討プロセスとして、推測ではなく、定量的データに基づき変更させるという方法のご提案であるということを示し添えさせていただきたい。(構成員)
- ご指摘頂いた点は仰るとおりである。従って、9月以降の全国意見照会の結果を整理する際は配慮したい。なお、討議対象の要件については、「必須」にすべきという構成員のご意見が多数であるため、要件種別を「必須」とすべきか議論が必要と考える。(事務局)
- 自治体の方々が懸念されている点は、利用したい機能の要件種別が「オプション」である場合、当該機能を事業者にて実装されない可能性がある点と想定するが、基本的に事業者は、現システムで提供している機能については標準化システムにおいてオプションと定義されている場合も同様の機能を提供すると想定している。システムの開発事業者を変更した場合、変更後の事業者が開発するシステムに「オプション」の機能が実装されていない可能性は想定されるが、その際は変更後の事業者がシステムの移行前に機能要件の確認を実施し、不足機能は実装するように対応すると思われる。(構成員)
- 事業者からすると、自治体を利用したいという機能が「オプション」であったとしても実装すると考える。また、多くの要件が「必須」となった場合、システムが肥大化し、ランニングコストが増加し、標準化の趣旨に沿わなくなる。従って、事務運用上、効率化に寄与しない機能や、現在の各社のパッケージに対して自治体から追加開発のご要望をいただく機会がない機能については、「オプション」が良いと考える。(構成員)
- 討議対象の要件は全国意見照会を踏まえ、「オプション」から「必須」に変更されている。しかし、これらを事業者の意見のとおり「オプション」とすると、全国意見照会前に戻すことになり、振り出しに戻ってしまうと考える。(構成員)
- 標準仕様書における「オプション」機能の位置づけが揺らいでいると考える。構成員たる事業者は、「オプション」機能であっても自治体の現システムに実装されている機能は標準化シ

システムにおいても実装するとのご意見が多いが、その場合最終的には「必須」「オプション」にかかわらず全ての機能が実装されたパッケージが開発されると考えられ、「必須」「オプション」の要件種別が形骸化することになると想定する。そのことも踏まえ、「必須」「オプション」を整理されたい。(構成員)

- 「オプション」であろうとも自治体で利用する機能は実装するという事業者のご意見は自治体にとっては実装に向けて安心できる内容であるものの、実際実装する際の自治体と事業者とのやり取りでは「必須」でなければ実装されにくいと聞いている。(構成員)
- 討議対象の要件については標準仕様書(1.0版)時点では「必須」として、9月以降に実施予定の全国意見照会において、当該要件の要件種別について他構成員のご提案のように自治体から意見を頂戴し、その内容を踏まえて、改版時に改めて要件種別の変更を行うということは可能か。(構成員)
- 可能である。(事務局)
- システムの開発期間を考慮すると、標準仕様書(1.0版)において「必須」とした機能については改版を待たずに開発を開始する必要がある。従って、標準仕様書(1.0版)では「オプション」にして、その後「必須」とするか検討する方が良いと考える。また、数件の意見をもとに要件種別を「必須」に変更するというのは、根拠が弱いと考えるため、他構成員のご提案のような方法のもと、明確な根拠を示してほしい。(構成員)
- 標準仕様書(1.0版)では「オプション」として、9月以降の全国意見照会において「オプション」から「必須」に変更する要件の候補に対して自治体から要件種別変更の可否について意見を頂戴して改めて検討することに賛同いただけるかについて、構成員たる自治体にご意見を頂きたい。(事務局)
- 全国意見照会にて要件種別変更の可否について意見を頂戴しても、回答数が少なく定量的根拠に欠ける可能性があるため、構成員たる自治体に確認して検討した方が良いと考える。(構成員)
- 厚労省との相談になるが、意見照会の意見収集の仕方によって対応可能と考えている。(事務局)
- ご指摘のとおり、全国意見照会の回答数を踏まえると、全1,741自治体のうち、回答を頂ける自治体は限定的だと想定されるが、対象要件の要件種別に関する意見照会であるという趣旨を明確にした上で、有効回答数の半数もしくは3分の1などの基準をもとに、要件種別を変更するという方法で行うのが良いと考える。(構成員)
- 他業務領域における議論においても、「オプション」にした機能は実装されないのではないかという自治体の懸念が強い。そのため、事業者とデジタル庁において意見交換を行った際に、「オプション」をどのように取り扱う予定なのかについて確認したところ、ほぼ全ての事業者より「担当している自治体より「オプション」機能が必要であるという要望があった場合には実装する見込みである」という回答を頂いている。口頭確認によるものであるため、参考情報ではあるものの、当該情報も踏まえて判断頂ければ良いと考える。また、各業務領域にて公表された標準仕様書において過剰に要件が「必須」となっており、実際に開発した場合、コストが高いシステムができ上がる可能性があるという意見も受領している。従って、9月以降の標準仕様書改版に向けた検討においては、コスト面等も意識して要件種別を決定する必要があると考える。(オブザーバー)
- 再度意見を収集するとしても、しないとしても、要件種別を「オプション」とすることによって自治体にどのような影響があるのか、例えばシステムの導入コストは低下することが想

定されるが、ベンダー変更時に変更前後のシステム間でオプション機能の実装に差異がある可能性がある等を明確にしなければ、同様の議論が発生するものとする。（構成員）

- 大規模自治体でのみ必要な機能である等、明確な理由があり「オプション」にするというのは適切であるとするものの、利用しても利用しなくても良い機能の要件種別をどのようにすべきかは、整理が難しいと考える。また、これ以上議論を行っても平行線となると考えられる。従って、事務局に整理頂き、標準仕様書（1.0版）とする。（構成員）
- [機能要件における論点②：給付・免除に関する判定機能の取り扱い] 給付・免除に関する判定機能に関して全国意見照会を踏まえ「必須」に変更した要件について、事業者より「オプション」への種別変更のご意見を受領している。年金機構に判定結果を報告する必要がないことから、報告する必要性はない機能と考えられるため、「必須」ではなく「オプション」とする対応で良いかについて、ご意見をいただきたい。（事務局）
- 確かに、主なご意見に記載のとおり、給付・免除に関する判定は日本年金機構の事務範囲であるものの、自治体でも窓口における相談業務のために給付・免除に関する判定を利用している。また、本要件は、政令市20市による会議において実装の要望が多かった要件である。従って、相談業務のために政令市規模においては必須としたい。（構成員）
- 事務局案のとおりで良いと考える（構成員）
- 基本的に前述の自治体と同様である。申請免除の場合、判定機能を利用して案内をする割合が7～8割あるため、必要機能である。（構成員）
- オプションで良いと考える。（構成員）
- 現状のシステムには実装されていないが当該機能が実装されると相談業務が効率的に進むと考える。（構成員）
- [機能要件における論点③：資格喪失（死亡）の資格異動に関する一括処理機能の取り扱い] 資格喪失（死亡）の資格異動に関する一括処理機能について、意見照会を踏まえ必須に変更した要件についてオプションへの種別変更の意見を受領している。住民記録システムの異動（死亡）に伴い、国民年金システム側の死亡喪失処理を自動で行う仕組みは、業務効率化を図るために有用と考えられるため、要件修正を行い、その旨を記載する対応で良いかについて、ご意見をいただきたい。（事務局）
- 資格喪失（死亡）のみを一括で行うのか、住民記録システムの異動に伴う処理を随時行うのかは選択できれば良いと考える。また、手動ではなく、住民記録システムの異動（死亡）に伴い自動で喪失処理が行える方が良いと考える。（構成員）
- もしくは以降の「住民記録システムの異動（死亡）に伴い自動で喪失処理が行えること」が記載されていれば良いと考える。（構成員）
- 前述の自治体と同様である。現状、当自治体も自動で反映されるようになっている。（構成員）
- 必須で良いと考える。（構成員）
- 必須で良いと考える。（構成員）
- [機能要件における論点④：所得限度額/控除額に登録・修正・削除・照会機能の取り扱いについて] 老齢福祉年金に係る所得限度額/控除額に登録・修正・削除・照会機能について、意見照会を踏まえオプションに変更した要件について実装不可への種別変更の意見を受領している。国民年金老齢福祉年金所得状況届のオプションの印字項目である「控除後の所得額」

の算出のために当該機能が必要であるため、「オプション」とする対応で良いかについて、ご意見をいただきたい。(事務局)

- 当自治体では、老齢福祉年金の対象者が存在しないことから本業務は実施していないが、全国的には老齢福祉年金の対象者が存在することから、「オプション」とすべきであると考え(る。(構成員)
- 前述の自治体と同様で、「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 老齢福祉年金の対象者が当自治体には存在しないことから本業務は実施していないため、「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 老齢福祉年金の対象者が存在しないことから本業務は実施していないが、本機能が必要な自治体が存在すると思われるため、「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 全国において老齢福祉年金の対象者はどの程度存在するのか。(構成員)
- 対象者はおおよそ 500 名存在する。また今後増加することはない。(オブザーバー)
  
- [機能要件における論点⑤：各種申請の登録・照会・編集等機能の管理項目について] 意見照会を踏まえ「必須」へ要件種別変更となった各種申請の登録・照会・編集等機能の管理項目について、必須からオプションへの要件種別変更の要望を受領している。現状の整理では各種申請に係る基本的な項目を必須としており、受付番号、却下通知日など業務上で必要と思われる項目をオプションとしている。この整理で良いか、あるいは追加・削除すべき項目についてご意見を頂きたい。(事務局)
- 「市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて管理すべき項目は「必須」であり、報告事項も「必須」であると考え。一方で、届出書に記載しなければならない事項であるものの、報告等が不要な事項については「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 「資料 2 ワーキングチーム及びベンダー分科会実施報告」の p13 において、「受付番号」「本人確認書類が提出された旨」等を「オプション」とするか討議させていただいた。他事務において同様の項目があり、構成員たる事業者から管理項目を「オプション」とするべきではないかという意見があったため、要件種別について確認させていただきたい。(事務局)
- 現状システムには実装されておらず、受付処理簿を職員が作成・管理しているため、「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 「オプション」で良いと考える。(構成員)
- 当自治体では実装されている。ただ、記載されているように基準が適切であれば、その基準に基づき判断することで良いと考える。(構成員)
  
- [帳票要件における論点①：各種出力機能の取り扱い] 各種出力機能について、意見照会を踏まえ必須に変更した要件についてオプションへの種別変更の意見を受領している。現状の整理では「市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて最低限出力すべき帳票を必須としており、それ以外の業務上で必要と思われる帳票をオプションとしている。この整理で良いか、あるいは追加・削除すべき帳票についてご意見を頂きたい。(事務局)
- 標準仕様文案に「継続免除審査対象者のうち、所得未申告者について、免除・納付猶予申請(市町村確認書)を出力できること」と記載があり、従前は所得未申告者について出力していたが、現在は日本年金機構において所得情報を確認できなかった被保険者について出力し

ている。また、討議対象要件は業務上利用しているため要件種別は「必須」で良いと考える。(構成員)

- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 前述の自治体と同様である。(構成員)
- 機能要件及び帳票要件に対する論点討議全体に関して他にご意見はあるか。(構成員)
- 「機能要件における論点⑤：各種申請の登録・照会・編集等機能の管理項目について」に関して、ワーキングチームにおいては、該当項目を Excel で管理しているためシステム上は「オプション」で良いというご意見が挙がっており、本研究会においても、意見照会を踏まえ「必須」へと要件種別を変更した管理項目は「オプション」に再変更することが妥当というご意見が多数であった。しかしながら手作業・紙での作業をシステム化して業務効率化を図ることも標準化の趣旨だと考えており、標準仕様書(1.0版)では現在の議論結果のとおりとするが、9月以降は業務効率化の観点からもシステム化するかどうかについて議論していきたい。(オブザーバー)
- 「帳票要件における論点①：各種出力機能の取り扱い」の議論対象要件に「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「国民年金老齢福祉年金所得状況届」と記載されているが、これらも「必須」なのかについて確認させて頂きたい。各社のパッケージ実装状況を考えてもこれらを出力する機能を利用している自治体は少ないと考える。また、老齢福祉年金は対象件数も少ない。従って、これらは「必須」ではないと考える。(構成員)
- 「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「国民年金関係書類送付書」は報告対象であるものの、様式は自治体の任意である。もし標準化に伴い、統一の様式を定義するならば要件に定義することは良いと考える。一方で、統一様式を定義しないのであれば、従来どおり自治体の任意の様式で良いと考える。また、「国民年金老齢福祉年金所得状況届」「特別障害給付金所得状況届」は対象者が少ないことから、「必須」ではなく「オプション」で良いのではないかと考える。(構成員)
- 「参考5 国民年金標準化\_標準仕様書案 別紙3 帳票詳細要件」において法令上必須の帳票ではあるが自治体独自の様式が認められているため帳票詳細要件の定義対象外とされている「居所未登録者報告書」「居所未登録者住所判明報告書」「電子媒体届書総括票」「国民年金関係書類送付書」「所得調査票」については、統一様式を定義いただきたい。また、「論点①：業務効率化に寄与する機能の取り扱い」の討議対象要件に「個人住民税システムから連携された扶養情報に基づき、16歳以上19歳未満の扶養親族数」との記載があり、個人住民税から扶養情報を連携しようとしているものの、個人住民税システムでは「16歳以上19歳未満の扶養親族数」を管理しておらず、データ連携上の不整合が発生しているため、個人住民税システムの検討チームに照会をかける等して調整をお願いしたい。(構成員)

#### (4) 今後の進め方について

- 8月末までの進め方としては、本日頂いたご意見を標準仕様書に反映し、8月末に標準仕様書(1.0版)を発出する。9月以降は、令和3年度研究及び令和4年度上期の研究において、申し送りとした事項について検討を進める。なお、先ほどご指摘いただいた「16歳以上19歳未満の扶養親族数」についても9月以降にデータ要件・連携要件との整合を図る中で確認の上、対応させていただく。(事務局)

(5) その他

- 標準仕様書（1.0 版）公開にあたり、デジタル庁で進めているデータ要件・連携要件の進捗状況についてお伺いしたい。（構成員）
- 全業務領域において、8 月末にデータ要件・連携要件を作成完了する見込みである。なお現在は各業務領域の標準仕様書との整合性を取るための修正や資料の整形などの最終調整を行っている状況である。（オブザーバー）
- 基本方針（1.0 版）の公表はいつ頃になる想定か。（構成員）
- 現在、基本方針（1.0 版）の意見照会や、それに基づく事業者との意見交換を行っており、8 月末にて基本方針案として公表できればと考えている。（オブザーバー）

以上